

新旧対照表

○延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱

新	旧
<p>○延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱 平成18年2月17日告示第63号</p> <p>改正 令和5年3月30日告示第122号 延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱 延岡市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成13年12月19日告示第190号）の全部を次のように改正する。</p> <p>（趣旨） 第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、市長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止（延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第17条第1項に規定する指名（以下「指名」という。）の対象から一定期間除外することをいう。以下同じ。）の措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指名停止） 第2条 市長は、有資格者が別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格者に対し、指名停止を行うものとする。</p> <p>（指名停止期間の決定） 第3条 指名停止の期間は、別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件に応じ、当該各項に定める期間の範囲内で情状に応じて決定するものとする。</p> <p>（指名停止期間の始期） 第4条 指名停止の期間の始期は、市長が指名停止を行うことを決定した日とする。</p> <p>（指名停止の効果） 第5条 指名停止を受けた有資格者は、当該指名停止の期間中、市が発注する建設工事等又は物品の調達について、入札に参加する資格の審査を申請し、若しくは入札に参加し、又は元請若しくは下請の別にかかわらず、新たに建設工事等を請け負い、若しくは物品を納入することができない。</p>	<p>○延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱 平成18年2月17日告示第63号</p> <p>改正 令和5年3月30日告示第122号 延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱 延岡市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成13年12月19日告示第190号）の全部を次のように改正する。</p> <p>（趣旨） 第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、市長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止（延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第17条第1項に規定する指名（以下「指名」という。）の対象から一定期間除外することをいう。以下同じ。）の措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指名停止） 第2条 市長は、有資格者が別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格者に対し、指名停止を行うものとする。</p> <p>（指名停止期間の決定） 第3条 指名停止の期間は、別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件に応じ、当該各項に定める期間の範囲内で情状に応じて決定するものとする。</p> <p>（指名停止期間の始期） 第4条 指名停止の期間の始期は、市長が指名停止を行うことを決定した日とする。</p> <p>（指名停止の効果） 第5条 指名停止を受けた有資格者は、当該指名停止の期間中、市が発注する建設工事等又は物品の調達について、入札に参加する資格の審査を申請し、若しくは入札に参加し、又は元請若しくは下請の別にかかわらず、新たに建設工事等を請け負い、若しくは物品を納入することができない。</p>

新	旧
<p>2 市長は、指名停止を行った場合において、当該指名停止を受けた有資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。</p>	<p>2 市長は、指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。</p>
<p>3 指名停止の期間の終期が、指名競争入札に参加する資格の有効期間の満了日後であり、かつ、当該指名停止を受けた者が再度指名競争入札の参加者の資格を取得した場合においては、当該指名停止は、当該指名停止の終期まで引き続き効力を有するものとする。 (指名停止措置の遡及の制限)</p>	<p>3 指名停止の期間の終期が、指名競争入札に参加する資格の有効期間の満了日後であり、かつ、当該指名停止を受けた者が再度指名競争入札の参加者の資格を取得した場合においては、当該指名停止は、当該指名停止の終期まで引き続き効力を有するものとする。 (指名停止措置の遡及の制限)</p>
<p>第6条 別表第1第2項に規定する措置要件の事由が発生してから2年を経過したとき又は別表第1各項(第2項を除く。)及び別表第2各項に規定する措置要件の事由が発生してから3年を経過したときは、第2条の規定にかかわらず、当該事由に基づく指名停止は行わないものとする。</p>	<p>第6条 別表第1第2項に規定する措置要件の事由が発生してから2年を経過したとき又は別表第1各項(第2項を除く。)及び別表第2各項に規定する措置要件の事由が発生してから3年を経過したときは、第2条の規定にかかわらず、当該事由に基づく指名停止は行わないものとする。</p>
<p>2 有資格者が一の事由により指名停止を受け、当該指名停止の期間が満了したときは、当該事由に基づく再度の指名停止は行わないものとする。 (指名停止の通知)</p>	<p>2 有資格者が一の事由により指名停止を受け、当該指名停止の期間が満了したときは、当該事由に基づく再度の指名停止は行わないものとする。 (指名停止の通知)</p>
<p>第7条 市長は、指名停止を行ったときは、当該指名停止を受けた有資格者に対し、指名停止通知書を交付するものとする。 (下請負人及び共同企業体の構成員に関する指名停止)</p>	<p>第7条 市長は、指名停止を行ったときは、当該指名停止を受けた者に対し、指名停止通知書を交付するものとする。 (下請負人及び共同企業体の構成員に関する指名停止)</p>
<p>第8条 指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになった場合は、当該下請負人について、元請負人に係る指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。</p>	<p>第8条 指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになった場合は、当該下請負人について、元請負人に係る指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。</p>
<p>2 共同企業体について指名停止を行う場合は、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。以下同じ。)について、当該共同企業体に係る指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。</p>	<p>2 共同企業体について指名停止を行う場合は、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。以下同じ。)について、当該共同企業体に係る指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。</p>
<p>3 指名停止を受けた有資格者を構成員に含む共同企業体については、当該指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。 (複数の措置要件に該当する場合の取扱い)</p>	<p>3 指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体については、当該指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。 (複数の措置要件に該当する場合の取扱い)</p>
<p>第9条 有資格者が一の事由により別表第1各項及び別表第2各項に規定する措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。</p>	<p>第9条 有資格者が一の事由により別表第1各項及び別表第2各項に規定する措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。</p>

新	旧
<p>(同一業者による指名停止の再発に関する取扱い)</p> <p>第10条 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該措置要件ごとに定める期間の短期の2倍とする。</p> <p>(1) 指名停止の期間中又は指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件に該当することとなった場合(当該措置要件に該当することとなった事由が、当初の指名停止を行う前に生じたものである場合を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合を除き、別表第2第1項から第7項までに規定する措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ当該各項に規定する措置要件に該当することとなった場合(当該措置要件に該当することとなった事由が、当初の指名停止を行う前に生じたものである場合を除く。)</p> <p>2 第8条の規定により下請負人又は共同企業体の構成員について指名停止を行う場合において、当該下請負人又は共同企業体の構成員が前項各号の規定に該当する場合は、元請負人又は共同企業体に係る指名停止の期間にかかわらず、当該下請負人又は共同企業体の構成員の指名停止の期間について、前項の規定を適用するものとする。</p> <p>(指名停止の期間の短縮又は延長)</p>	<p>(同一業者による指名停止の再発に関する取扱い)</p> <p>第10条 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該措置要件ごとに定める期間の短期の2倍とする。</p> <p>(1) 指名停止の期間中又は指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件に該当することとなった場合(当該措置要件に該当することとなった事由が、当初の指名停止を行う前に生じたものである場合を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合を除き、別表第2第1項から第7項までに規定する措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ当該各項に規定する措置要件に該当することとなった場合(当該措置要件に該当することとなった事由が、当初の指名停止を行う前に生じたものである場合を除く。)</p> <p>2 第8条の規定により下請負人又は共同企業体の構成員について指名停止を行う場合において、当該下請負人又は共同企業体の構成員が前項各号の規定に該当する場合は、元請負人又は共同企業体に係る指名停止の期間にかかわらず、当該下請負人又は共同企業体の構成員の指名停止の期間について、前項の規定を適用するものとする。</p> <p>(指名停止の期間の短縮又は延長)</p>
<p>第11条 有資格者について情状酌量すべき特別の事由により、別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件ごとに定める期間の短期未満の指名停止の期間を定める必要がある場合は、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。</p> <p>2 有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件ごとに定める期間の長期を超えて指名停止の期間を定める必要がある場合は、指名停止の期間を当該長期の3倍の期間まで延長することができる。</p> <p>3 指名停止の期間中、指名停止を受けた者が前2項に規定する事由に該当することが明らかとなった場合は、当該指名停止の期間を前2項に準じて短縮し、又は延長することができる。この場合において、短縮後の指名停止の期間は、当初の指名停止の期間のうち、すでに経過した期間を下回るできないものとする。</p>	<p>第11条 有資格者について情状酌量すべき特別の事由により、別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件ごとに定める期間の短期未満の指名停止の期間を定める必要がある場合は、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。</p> <p>2 有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件ごとに定める期間の長期を超えて指名停止の期間を定める必要がある場合は、指名停止の期間を当該長期の3倍の期間まで延長することができる。</p> <p>3 指名停止の期間中、指名停止を受けた者が前2項に規定する事由に該当することが明らかとなった場合は、当該指名停止の期間を前2項に準じて短縮し、又は延長することができる。この場合において、短縮後の指名停止の期間は、当初の指名停止の期間のうち、すでに経過した期間を下回るできないものとする。</p>

新	旧
<p>4 市長は、前項の規定により指名停止の期間を短縮し、又は延長したときは、当該指名停止を受けた者に対し、指名停止期間変更通知書を交付するものとする。</p> <p>5 有資格者が別表第2第4項又は第5項に規定する措置要件に該当した場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2に規定する課徴金に係る減免がなされ、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該減免の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止の期間が別表第2第4項又は第5項に規定する期間を下回るときは、第1項の規定を適用するものとする。</p> <p>（指名停止期間の加重）</p> <p>第12条 指名停止を行う場合において、有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名停止の期間を加重するものとする。</p> <p>（1）本市の職員が、有資格者の談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を市長に提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4項又は第6項に規定する措置要件に該当した場合</p> <p>（2）入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による調査の結果、同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該入札談合等関与行為に関し、別表第2第4項又は第6項に規定する措置要件に該当する有資格者が、本市の職員に対して不正行為の働きかけを行った等の悪質な事由がある場合</p> <p>（3）本市の職員が、公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6項又は第7項に該当する有資格者に、当該職員に対して不正行為の働きかけを行った等の悪質な事由がある場合</p> <p>2 有資格者が前項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該有資格者が第10条第1項各号に規定する指名停止の期間の短期の加重事由又は前条第2項若しくは第3項に規定する指名停止の期間の延長事由に該当する場合は、当該短期の加重措置又は延長の措置を行った後、前項に規定す</p>	<p>4 市長は、前項の規定により指名停止の期間を短縮し、又は延長したときは、当該指名停止を受けた者に対し、指名停止期間変更通知書を交付するものとする。</p> <p>5 有資格者が別表第2第4項又は第5項に規定する措置要件に該当した場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2に規定する課徴金に係る減免がなされ、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該減免の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止の期間が別表第2第4項又は第5項に規定する期間を下回るときは、第1項の規定を適用するものとする。</p> <p>（指名停止期間の加重）</p> <p>第12条 指名停止を行う場合において、有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指名停止の期間を加重するものとする。</p> <p>（1）本市の職員が、有資格者の談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を市長に提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4項又は第6項に規定する措置要件に該当した場合</p> <p>（2）入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項の規定による調査の結果、同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該入札談合等関与行為に関し、別表第2第4項又は第6項に規定する措置要件に該当する有資格者が、本市の職員に対して不正行為の働きかけを行った等の悪質な事由がある場合</p> <p>（3）本市の職員が、公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6項又は第7項に該当する有資格者に、当該職員に対して不正行為の働きかけを行った等の悪質な事由がある場合</p> <p>2 有資格者が前項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該有資格者が第10条第1項各号に規定する指名停止の期間の短期の加重事由又は前条第2項若しくは第3項に規定する指名停止の期間の延長事由に該当する場合は、当該短期の加重措置又は延長の措置を行った後、前項に規定す</p>

新	旧
<p>る指名停止の期間の加重措置を行うものとする。 (指名停止の解除)</p> <p>第13条 指名停止の期間中、指名停止を受けた者が当該指名停止に係る措置要件に該当しないことが明らかとなった場合は、速やかに指名停止を解除するものとする。</p> <p>2 前項に規定する指名停止の解除の効果は、遡及しないものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により指名停止を解除したときは、当該指名停止を解除した者に対し、指名停止解除通知書を交付するものとする。</p> <p><u>(指名停止の公表)</u></p>	<p>る指名停止の期間の加重措置を行うものとする。 (指名停止の解除)</p> <p>第13条 指名停止の期間中、指名停止を受けた者が当該指名停止に係る措置要件に該当しないことが明らかとなった場合は、速やかに指名停止を解除するものとする。</p> <p>2 前項に規定する指名停止の解除の効果は、遡及しないものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により指名停止を解除したときは、当該指名停止を解除した者に対し、指名停止解除通知書を交付するものとする。</p>
<p><u>第14条 市長は、第2条又は第8条の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止を受けた有資格者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由を公表するものとする。この場合において、第11条第4項の規定により、指名停止の期間を短縮し、若しくは延長したとき、又は第13条第1項の規定により指名停止を解除したときは、公表した指名停止期間を変更し、又は公表を取り止めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による公表の期間は、当該指名停止の期間とする。</u></p> <p>(随意契約の相手方の制限)</p>	<p><u>第14条 市長は、第2条又は第8条の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止を受けた有資格者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由を公表するものとする。この場合において、第11条第4項の規定により、指名停止の期間を短縮し、若しくは延長したとき、又は第13条第1項の規定により指名停止を解除したときは、公表した指名停止期間を変更し、又は公表を取り止めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による公表の期間は、当該指名停止の期間とする。</u></p> <p>(随意契約の相手方の制限)</p>
<p><u>第15条 指名停止を受けた有資格者は、当該指名停止の期間中、随意契約の方法による本市の契約の相手方となることはできない。ただし、やむを得ない事由があると認める場合には、この限りではない。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成18年2月20日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱による改正後の延岡市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱の規定は、この要綱の施行日以後に発生した別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件の事由に係る指名停止について適用し、同日前に発生した事由に係る指名停止については、なお従前の例による。</p> <p>前 文 (抄) (平成19年1月12日告示第9号)</p> <p>入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第110号)の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年5月13日告示第151号)</p>	<p><u>第15条 指名停止を受けた有資格者は、当該指名停止の期間中、随意契約の方法による本市の契約の相手方となることはできない。ただし、やむを得ない事由があると認める場合には、この限りではない。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成18年2月20日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱による改正後の延岡市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱の規定は、この要綱の施行日以後に発生した別表第1各項又は別表第2各項に規定する措置要件の事由に係る指名停止について適用し、同日前に発生した事由に係る指名停止については、なお従前の例による。</p> <p>前 文 (抄) (平成19年1月12日告示第9号)</p> <p>入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第110号)の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成20年5月13日告示第151号)</p>

新	旧
<p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の措置要件に該当する行為について適用し、同日前の行為については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和5年3月30日告示第122号)</p> <p>この要綱は、公表の日から施行する。ただし、別表第2第15項の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の措置要件に該当する行為について適用し、同日前の行為については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和5年3月30日告示第122号)</p> <p>この要綱は、公表の日から施行する。ただし、別表第2第15項の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。</p>

別表第1 (第2条関係)

措置要件	期間
1 本市との契約(以下「本市契約」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書その他の本市への提出書類に虚偽の記載をし、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上6箇月以内
2 本市契約の履行に当たり、その履行を過失により粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない程度が軽微であると認められる場合を除く。)	1箇月以上6箇月以内
3 本市契約の履行に当たり、契約に違反し、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上6箇月以内
4 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は他に損害を与えたと認められるとき。	1箇月以上 6箇月 以内
5 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、 契約関係者 に死亡者又は負傷	2週間以上4箇月 以内

別表第1 (第2条関係)

措置要件	期間
1 本市との契約(以下「本市契約」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書その他の本市への提出書類に虚偽の記載をし、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上6箇月以内
2 本市契約の履行に当たり、その履行を過失により粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない程度が軽微であると認められる場合を除く。)	1箇月以上6箇月以内
3 本市契約の履行に当たり、契約に違反し、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上6箇月以内
4 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は他に損害を与えたと認められるとき。	1箇月以上 12箇月 以内
5 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、 工事関係者 に死亡者又は負傷	1箇月以上6箇月 以内

新		旧	
者を生じさせたと認められるとき。		者を生じさせたと認められるとき。	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
措置要件	期間	措置要件	期間
<p>1 次の各号に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する者その他これに準ずる者（以下「代表者等」という。）</p> <p>(2) 有資格者である法人の役員又は有資格者の支店若しくは営業所の長であって代表者等以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>(1) <u>8箇月以上</u> <u>24箇月以内</u></p> <p>(2) <u>6箇月以上</u> <u>24箇月以内</u></p> <p>(3) <u>6箇月以上</u> <u>24箇月以内</u></p>	<p>1 次の各号に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する者その他これに準ずる者（以下「代表者等」という。）</p> <p>(2) 有資格者である法人の役員又は有資格者の支店若しくは営業所の長であって代表者等以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>(1) <u>4箇月以上</u> <u>12箇月以内</u></p> <p>(2) <u>3箇月以上</u> <u>9箇月以内</u></p> <p>(3) <u>2箇月以上</u> <u>6箇月以内</u></p>
<p>2 次の各号に掲げる者が市内の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表者等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>(1) <u>8箇月以上</u> <u>24箇月以内</u></p> <p>(2) <u>6箇月以上</u> <u>24箇月以内</u></p> <p>(3) <u>6箇月以上</u> <u>24箇月以内</u></p>	<p>2 次の各号に掲げる者が市内の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表者等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>(1) <u>3箇月以上</u> <u>9箇月以内</u></p> <p>(2) <u>2箇月以上</u> <u>6箇月以内</u></p> <p>(3) <u>1箇月以上</u> <u>3箇月以内</u></p>
<p>3 次の各号に掲げる者が市外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表者等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>(1) <u>6箇月以上</u> <u>24箇月以内</u></p> <p>(2) <u>2箇月以上</u> <u>24箇月以内</u></p>	<p>3 次の各号に掲げる者が市外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表者等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>(1) <u>3箇月以上</u> <u>9箇月以内</u></p> <p>(2) <u>1箇月以上</u> <u>3箇月以内</u></p>
4 本市契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条	<u>6箇月以上24箇月</u>	4 本市契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条	<u>3箇月以上12箇月</u>

新		旧	
第1号の規定に違反し、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。	<u>以内</u>	第1号の規定に違反し、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。	<u>以内</u>
5 市外における有資格者の業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。	<u>2箇月以上24箇月以内</u>	5 市外における有資格者の業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。	<u>1箇月以上3箇月以内</u>
6 本市契約に関し、次の各号に掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表者等 (2) 一般役員等又は使用人	(1) <u>8箇月以上24箇月以内</u> (2) <u>6箇月以上24箇月以内</u>	6 本市契約に関し、次の各号に掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表者等 (2) 一般役員等又は使用人	(1) <u>4箇月以上12箇月以内</u> (2) <u>3箇月以上12箇月以内</u>
7 市外における有資格者の業務に関し、次の各号に掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表者等 (2) 一般役員等又は使用人	(1) <u>4箇月以上24箇月以内</u> (2) <u>2箇月以上24箇月以内</u>	7 市外における有資格者の業務に関し、次の各号に掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表者等 (2) 一般役員等又は使用人	(1) <u>2箇月以上12箇月以内</u> (2) <u>1箇月以上12箇月以内</u>
8 代表者等、一般役員等若しくは使用人又は有資格者の経営に事実上参加している者が、次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められる場合 (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合 (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極	<u>2箇月以上24箇月以内</u> (当該指名停止の期間満了時において、なおこの項の措置要件に該当するときは、措置要件に該当しなくなったことが確認できるまで期間を延長する。)	8 代表者等、一般役員等若しくは使用人又は有資格者の経営に事実上参加している者が、次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められる場合 (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合 (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極	<u>4箇月以上12箇月以内</u> (当該指名停止の期間満了時において、なおこの項の措置要件に該当するときは、措置要件に該当しなくなったことが確認できるまで期間を延長する。)

新		旧		
	的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合 (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合		的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合 (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合	
9	本市契約の履行に当たり、暴力団関係者（延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したと認められる場合	1箇月以上12箇月以内（当該指名停止の期間満了時において、なお当該下請契約又は購入契約等が継続している場合は、当該下請契約又は購入契約等が終了し、解約され、又は解除されたことが確認できるまで期間を延長する。）	9	本市契約の履行に当たり、暴力団関係者（延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したと認められる場合
10	本市契約の履行に当たり、暴力団関係者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した場合において、当該暴力団関係者の排除に際し、本市の指示に従わなかった場合	1箇月以上12箇月以内	10	本市契約の履行に当たり、暴力団関係者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した場合において、当該暴力団関係者の排除に際し、本市の指示に従わなかった場合
11	本市契約の履行に当たり、暴力団関係者から暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第7号に規定する暴力的要求行為を受けたにもかかわらず、発注者に報告せず、かつ、警察署に届け出なかった場合	1箇月以上4箇月以内	11	本市契約の履行に当たり、暴力団関係者から暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第7号に規定する暴力的要求行為を受けたにもかかわらず、発注者に報告せず、かつ、警察署に届け出なかった場合
12	有資格者の業務に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、本市契約の相手方として不適当であると認められたとき。	2箇月以上12箇月以内	12	有資格者の業務に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、本市契約の相手方として不適当であると認められたとき。
			13	公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反し、本市契約の相手方として不適当であると認め
				1箇月以上6箇月以内

新		旧	
<p>13 別表第1各項及び本表第1項から前項までに規定する措置要件に該当する場合のほか、有資格者の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1箇月以上 9箇月以内</p>	<p><u>られるとき。</u> 14 別表第1各項及び本表第1項から前項までに規定する措置要件に該当する場合のほか、有資格者の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1箇月以上 <u>6箇月以内</u></p>
<p>14 別表第1各項及び本表第1項から前項までに規定する措置要件に該当する場合のほか、代表者等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1箇月以上9箇月以内</p>	<p>15 別表第1各項及び本表第1項から前項までに規定する措置要件に該当する場合のほか、代表者等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1箇月以上9箇月以内</p>